

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

目次

担当課（室）

【規則】

○ 岡山県税条例施行規則の一部を改正する規則

税務課

【告示】

（県例規集登載）

○ 特定施設の設置許可申請

環境管理課

○ 指定障害児通所支援事業者の指定

指導監査室

○ 指定障害福祉サービス事業者の指定

〃

〃

〃

○ 指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出

〃

〃

〃

〃

〃

○ 土地改良区の解散

耕地課

○ 保安林の指定施業要件の変更予定

治山課

【公告】

○ 国土調査の成果の認証

中山間・地域振興課

○ 土地改良区役員の退任届

耕地課

○ 県営土地改良事業変更計画の縦覧

〃

○ 基本測量の終了

監理課

○ 道路の位置の指定

【選挙管理委員会】

○ 不在者投票を行うことができる施設の指定の一部改正

（県例規集登載）

建築指導課

選挙管理委員会

令和3年12月7日 岡山県公報 第12351号

◎岡山県規則第六十三号

岡山県税条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年十二月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県税条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県税条例施行規則（昭和二十九年岡山県規則第六十三号）の一部を次のように改正する。

第十六条の表六の項の次に次の三項を加える。

六の二	eLTAXによる申告が困難である場合の特例の届出申請書	法第五十三条第五十一項及び第五十七項	第三十四号の二
六の三	eLTAXによる申告が困難である場合の特例申請に係る承認（却下）通知書	法第五十三条第五十三項	第三十四号の三
六の四	eLTAXによる申告が困難である場合の特例の取消通知書	法第五十三条第五十六項	第三十四号の四

第十七条の二の表五の項の次に次の三項を加える。

五の二	eLTAXによる申告が困難である場合の特例の届出申請書	法第七十二条の三十八項	第三十四号の二
五の三	eLTAXによる申告が困難である場合の特例申請に係る承認（却下）通知書	法第七十二条の三十二の二第四項	第三十四号の三
五の四	eLTAXによる申告が困難である場合の特例の取消通知書	法第七十二条の三十二第七項	第三十四号の四

様式第三十四号の次に次の三様式を加える。

令和3年12月7日 岡山県公報 第12351号

様式第34号の2 (第16条, 第17条の2関係)

eLTAXによる申告が困難である場合の特例の申請書 取りやめの届出書

受付印 年 月 日 岡山県 県民局長 殿	フリガナ		管理番号	
	主たる事務所等の所在地	〒	電話()	—
	フリガナ			
	法人名		法人番号	
	フリガナ			
	代表者氏名			

特例の申請

地方税法(昭和25年法律第226号)〔第53条第50項前段第72条の32の2第1項前段〕に規定する場合に該当することとなつたので、〔法人の県民税〕に係るeLTAXによる申告が困難な場合の特例を申請します。	
申請内容	特例の適用を受けることが必要となつた事情
	特例の指定を受けようとする期間
	電気通信回線の故障, 災害その他の理由によりeLTAXを使用することが困難である事情が生じた日
添付書類	<input type="checkbox"/> 電気通信回線の故障, 災害その他の理由によりeLTAXを使用することが困難であることを明らかにする書類

特例の取りやめの届出

地方税法〔第53条第57項第72条の32の2第8項〕の規定により、〔法人の県民税〕に係るeLTAXによる申告が困難な場合の特例の適用を受けることをやめるので届け出ます。	
届出内容	特例の承認を受けた日又はその承認があつたものとみなされた日
	特例の適用を受けることをやめようとする理由

その他の参考事項	
----------	--

税理士氏名	
-------	--

令和3年12月7日 岡山県公報 第12351号

様式第34号の3（第16条，第17条の2関係）

eLTAXによる申告が困難である場合の特例申請に係る承認（却下）通知書		
申請者 所在地 法人名 代表者氏名		第 号 年 月 日
		岡山県 県民局長 印
年 月 日付けで申請のあつた 法人の県民税 法人の事業税及び特別法人事業税		
に係るeLTAXによる申告が困難である場合の特例の申請については，次のとおり承認（却下）しました。		
承認の場合	指定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
却下の場合	理由	
<p>1 この処分について不服がある場合は，この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に知事に審査請求をすることができます。</p> <p>2 審査請求を行う場合は，この処分を行った県民局長を経由して審査請求書を提出することができます。</p> <p>3 地方税法（昭和25年法律第226号）第19条の12の規定により，この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ，この処分の取消しの訴えを提起することができません。</p>		

令和3年12月7日 岡山県公報 第12351号

様式第34号の4（第16条，第17条の2関係）

eLTAXによる申告が困難である場合の特例の取消通知書	
<p style="text-align: right;">第 年 月 日 号</p> <p>申請者 所在地 法人名 代表者氏名 殿</p> <p style="text-align: right;">岡山県 県民局長 印</p> <p>貴法人の法人の県民税に係るeLTAXによる申告が困難である場合の特例については，次の理由により承認を取り消しました。</p> <p>これにより， 年 月 日の翌日以後の申告について，特例の適用はありません。</p>	
取消の理由	
<p>1 この処分について不服がある場合は，この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に知事に審査請求をすることができます。</p> <p>2 審査請求を行う場合は，この処分を行った県民局長を経由して審査請求書を提出することができます。</p> <p>3 地方税法（昭和25年法律第226号）第19条の12の規定により，この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ，この処分の取消しの訴えを提起することができません。</p>	

令和3年12月7日 岡山県公報 第12351号

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

令和3年12月7日 岡山県公報 第12351号

◎岡山県告示第六百一号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第五条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置の許可申請の概要は、次のとおりである。
なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和三年十二月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
名称 かぶとバイオファーム合同会社
住所 大阪府大阪市北区南森町一丁目4番19号
氏名 代表社員 三和電気土木工事株式会社 職務執行者 森 博明
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
名称 かぶとバイオファーム発電所
所在地 笠岡市カブト中央町182番地

令和3年12月7日 岡山県公報 第12351号

(3) 特定施設に関する事項

区	分	新 設		新 設		新 設		新 設		新 設	
種	類	11-イ 動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する原料処理施設 (A-001(V1、V2))		11-イ 動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する原料処理施設 (A-002(S1、S2))		11-イ 動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する原料処理施設 (A-003(F1、F2))		11-ハ 動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する圧搾施設 (A-004)		11-ホ 動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する水洗式脱臭施設 (A-005)	
能	力	318.5t/日		同左		同左		307t/日		84~120m ³ /分	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後直ちに		同左		同左		同左		同左	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		許可後直ちに		同左		同左		同左		同左	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		許可後直ちに		同左		同左		同左		同左	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間		同左		同左		同左		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大量	区 分	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
	水 量 (m ³ /日)	318.5	370	同左		307	355	271.6	310	0.75	1.0
	p H	7.5~8.0	7.5~8.3		同左		7.6~8.1	7.6~8.3	6.5~7.5	6.5~7.5	
	B O D (mg/L)	18,500	24,000		3,000	3,600	1,500	2,000	600	780	
	C O D (mg/L)	16,000	20,800		12,000	14,000	8,400	10,000	850	1,100	
	S S (mg/L)	118,000	153,000		70,000	80,000	51,000	55,000	20	30	
	油 分 (mg/L)	2,500	3,300		1,000	1,500	500	700	—	1	
	T - N (mg/L)	2,500	3,300		2,600	3,500	2,300	3,000	600	1,200	
	T - P (mg/L)	3,300	4,300		700	850	560	680	—	1	
	大腸菌群数 (個/cm ³)	1,000	2,000		100	200	100	200	—	—	
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)	1,500	2,000		1,900	2,500	1,700	2,200	1	5	

備考1 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。

備考2 原料処理施設の能力及び汚水の量は、2基の合計を示す。

令和3年12月7日 岡山県公報 第12351号

区	分	新 設	
種	類	11-ホ 動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する 水洗式脱臭施設 (A-006)	
能	力	90m ³ /分	
工事着手予定年月日		許可後直ちに	
工事完成予定年月日		許可後直ちに	
使用開始予定年月日		許可後直ちに	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	0.75	1.0
	p H	6.5~7.5	6.5~7.5
	B O D (mg/L)	600	780
	C O D (mg/L)	850	1,100
	S S (mg/L)	20	30
	油 分 (mg/L)	-	1
	T - N (mg/L)	600	1,200
	T - P (mg/L)	-	1
	大腸菌群数 (個/cm ³)	-	-
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)	1	5

備考1 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。

令和3年12月7日 岡山県公報 第12351号

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

区 分	新 設				新 設				
工場又は事業場における施設番号	B-001				B-002				
種 類 及 び 型 式	濃縮設備				活性炭吸着塔				
構 造	ステンレス製				FRP製				
主 要 寸 法	長さ18m×幅9m×高さ8.7m				径0.8m×高さ1.585m				
能 力	271.6m ³ /日				360m ³ /日				
処 理 の 方 法	減圧濃縮方式				吸着方式				
工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに				許可後直ちに				
工 事 完 成 予 定 年 月 日	許可後直ちに				許可後直ちに				
使 用 開 始 予 定 年 月 日	許可後直ちに				許可後直ちに				
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要	連続24時間				連続24時間				
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大量	区 分	処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	271.6	310	174.6	225	89	129.4	89	129.4
	p H	7.6~8.1	7.6~8.3	6.0~8.0	6.0~8.0	6.0~8.0	6.0~8.0	6.0~8.0	6.0~8.0
	BOD (mg/L)	1,500	2,000	20	30	20	30	15	20
	COD (mg/L)	8,400	10,000	30	40	30	40	15	20
	S S (mg/L)	51,000	55,000	20	40	20	40	5	30
	油 分 (mg/L)	500	700	1	3	1	3	1	3
	T-N (mg/L)	2,300	3,000	25	35	25	35	20	25
	T-P (mg/L)	560	680	0.15	1.1	0.15	1.1	0.1	1
	大腸菌群数 (個/cm ³)	100	200	100	200	同左			
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)	1,700	2,200	20	30	20	30	15	20	

令和3年12月7日 岡山県公報 第12351号

(5) 排水口に関する事項

排水口番号	第1排水口		第2排水口(雨水)		第3排水口(雨水)	
	新設		新設		新設	
区分	通常	最大	通常	最大	通常	最大
水量 (m ³ /日)	91.5	134.4	—	—	同左	
pH	6.0~8.0	6.0~8.0	—	—		
BOD (mg/L)	15	20	—	—		
COD (mg/L)	15	20	—	—		
SS (mg/L)	5	30	—	—		
油分 (mg/L)	1	3	—	—		
T-N (mg/L)	20	25	—	—		
T-P (mg/L)	0.1	1	—	—		
大腸菌群数 (個/cm ³)	150	300	—	—		
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)	15	20	—	—		

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期 間 令和3年12月7日から同月28日まで
- (2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び笠岡市役所

令和3年12月7日 岡山県公報 第12351号

◎岡山県告示第六百二号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次の指定障害児通所支援事業者を指定した。

令和三年十二月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

こどもアシスト「ぽの」笠岡教室

2 所在地

笠岡市二番町四番地三〇

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社三倉屋

2 主たる事務所の所在地

福山市平成台一三番二

三 指定年月日

令和三年十二月一日

四 事業所番号

三三五〇五〇〇一〇八

五 事業の種類

児童発達支援、放課後等デイサービス

令和3年12月7日 岡山県公報 第12351号

◎岡山県告示第六百三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和三年十二月七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

コーリングサポ笠岡

2 所在地

笠岡市金浦一三七一番地二

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

合同会社DUG研究所

2 主たる事務所の所在地

笠岡市笠岡四九三八番地二

三 指定年月日

令和三年十二月一日

四 事業所番号

三三一〇五〇〇四五三

五 サービスの種類

就労移行支援

令和3年12月7日 岡山県公報 第12351号

◎岡山県告示第六百四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和三年十二月七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

就労継続支援B型事業所ハンズ

2 所在地

笠岡市西大島一七六七番地

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社ハンズ

2 主たる事務所の所在地

笠岡市西大島一七六七番地

三 指定年月日

令和三年十二月一日

四 事業所番号

三三一〇五〇〇二九七

五 サービスの種類

就労継続支援（B型）

令和3年12月7日 岡山県公報 第12351号

◎岡山県告示第六百五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和三年十二月七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

閑谷ワークセンター・ひなせ

2 所在地

備前市日生町日生八〇三―一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人閑谷福祉会

2 主たる事務所の所在地

和気郡和気町日笠下一六一三―五

三 指定年月日

令和三年十二月一日

四 事業所番号

三三一一一〇〇二八七

五 サービスの種類

生活介護、就労継続支援（B型）

令和3年12月7日 岡山県公報 第12351号

◎岡山県告示第六百六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和三年十二月七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

浜っ子作業所

2 所在地

備前市日生町日生八〇三―一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人浜っ子

2 主たる事務所の所在地

備前市日生町日生八〇三―一

三 廃止年月日

令和三年十一月三十日

四 事業所番号

三三一一一〇〇一四七

五 サービスの種類

生活介護、就労継続支援（B型）

令和3年12月7日 岡山県公報 第12351号

◎岡山県告示第六百七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十七条第一項第一号の規定により、土地改良区が次のとおり解散した。

令和三年十二月七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 土地改良区の名称
円城土地改良区
- 二 土地改良区の所在地
加賀郡吉備中央町上田西二三一六―八
- 三 解散年月日
令和三年十二月一日

◎岡山県告示第六百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

令和三年十二月七日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
津山市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び津山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

津山市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び津山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

令和3年12月7日 岡山県公報 第12351号

〔五一七〕国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次のおり国土調査の成果を認証した。

令和三年十二月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

新見市	新見市	調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
新見市	新見市	新見市（二〇一九三三二一〇〇三）の地籍簿	令和元年六月 、 令和三年三月	新見市（二〇一九三三二一〇〇三）の地籍簿	神郷下神代の一部	令和三年十一月三十日
新見市	新見市	新見市（二〇一九三三二一〇〇三）の地籍簿	令和元年六月 、 令和三年三月	新見市（二〇一九三三二一〇〇三）の地籍簿	神郷下神代の一部	令和三年十一月三十日

令和3年12月7日 岡山県公報 第12351号

〔五一八〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、土地改良区役員の退任の届出があった。

令和三年十二月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土地改良区の名称

滝谷池土地改良区

二 退任役員

退任役員

氏名

森田 義明

住所

久米郡美咲町和田北一五五〇

理事監
事の別
理事

令和3年12月7日 岡山県公報 第12351号

〔五一九〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、県営土地改良事業（経営体育成基盤整備 用吉・豊岡地区）計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して不服がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

令和三年十二月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 縦覧に供する書類

県営土地改良事業（経営体育成基盤整備 用吉・豊岡地区）変更計画書

二 縦覧の期間

令和三年十二月七日から同月二十八日まで

三 縦覧の場所

玉野市役所

令和3年12月7日 岡山県公報 第12351号

〔五二〇〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。
 令和三年十二月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

測量区域	測量の種類	終了年月日
岡山市、津山市、井原市、総社市、高梁市、新見市、赤磐市、真庭市、久米南町、美咲町及び吉備中央町	基本測量（オルソ作成）	令和三年十一月二日
び玉野市	基本測量（空中写真撮影、オルソ作成）	令和三年十一月二日

令和3年12月7日 岡山県公報 第12351号

〔五二一〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
その関係図面については、岡山県備中県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和三年十二月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

番 指 定 年 月 日 号	道 路 の 位 置	道路の幅員 (メートル)	道路の延長 (メートル)
岡山県指令備中局 建第二〇二九号 令和三年十一月二 十九日	浅口市金光町占見一五六二番四、 一五六二番八	五・〇〇	四七・九九

令和3年12月7日 岡山県公報 第12351号

◎岡山県選管告示第八十八号

平成二年岡山県選管告示第八十一号（不在者投票を行うことができる施設の指定）の一部を次のように改正し、令和三年十一月二十九日から適用する。
令和三年十二月七日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大 林 裕 一

表老人ホームの項中

介護老人保健施設和光園	○ 倉敷市東塚五―四―五
財団法人倉敷成人病センター老人保健施設ライフタウンまび	○ 倉敷市真備町箭田一―三〇

を
に改める。